

島根原子力発電対策特別委員会では、昨年9月20日及び本年2月3日並びに3月17日に委員会を開催し、調査を行いました。このうち島根原子力発電所等に関する調査の概要について、ご報告申し上げます。

昨年9月20日の委員会では「島根原子力発電所の取り組み状況について」を議題とし、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査の状況、島根原子力発電所1号機の廃止措置状況、実用炉規則並びに原子炉施設保安規定に基づき10年間保存すべき記録の一部を誤廃棄していた問題などについて中国電力から説明を受けました。質疑では、主なものとして、2号機の新規制基準適合性確認審査の状況に関し、「過去の審査会合で、規制委員会から、2号機の審査に対し、3号機のデータを提出したことについて指摘されている。なぜ2号機の審査であるにもかかわらず3号機のデータとし、2号機のデータを提出しなかったのか。」との質疑に対し、「島根原子力発電所の場合、2号機と3号機はそれほど離れているわけではなく、立地条件は基本的には全く同じである。3号機を造る際に新しいデータをたくさん採取しているが、そのデータは2号機の審査の中で反映できるという考えでデータを提出したものである。」などの答弁がありました。

また、「別の日の審査会合で、提出されたデータについて、一部古い手順の資料が混じっており、委員の方から資料のきちんとしたマネジメントはよろしくお願ひしたいとの厳しい指摘がなされているが、なぜこういうことが起きるのか。」との質疑に対し、「資料については、審査の内容をまとめたものを逐次、規制庁に提出することになっているが、百数十回審査を受けると、その審査の内容をまとめた資料は何万ページにも及ぶ膨大なものとなるため、追いつかないところもあり、その点について厳しめのご指導を受けたものである。最新の資料へ見直すようにしていきたいと考えている。」、「いずれにしても、会合でいただいたコメントには全て回答し、回答内容が妥当だと認められなければ審査は終了しないので、今後しっかりと回答していく。」などの答弁がありました。

次に、本年2月3日の委員会では、1項目目として、本年4月から変更となる「原子力発電所の新たな検査制度について」を議題とし、原子力規制庁から説明を受け、質疑を行いました。

原子力規制庁からは、これまでの検査制度の問題点を踏まえ、新しい検査制度では、

- ◆「事業者検査義務を課し、規制機関は事業者の取り組みを確認するものとする。」
- ◆「規制機関の検査は一本化し、対象を事業者の全ての安全活動とする。」
- ◆「リスク情報の活用や安全実績指標の反映などを取り入れた検査を行ったのち、安全確保の視点から評価を行い、次の検査にフィードバックさせるようにする。」
- ◆「検査官が必要と考える際に現場の実態が直接確認でき、また必要とする情報等に自由にアクセスできる、いわゆる「いつでも」「どこでも」「何にでも」チェックする仕組みとする。」

などの説明がありました。

質疑では、主なものとして、「新しい検査制度をスタートするに当たって、どのように体制強化が行われるのか。」との質疑に対し、「地方の保安検査官が行う日常検査に加え、専門的な知識知見がないと検査が行えないものについては、本庁の、専門的な知識を持っている者がやってきて行うチーム検査を実施することで体制強化が行われると思っている。現在試行という形で5、6人のチームで検査を行っているが、実際に運用が始まれば、さらに増やして検査が行われるものと理解している。」などの答弁がありました。

また、「検査官は、業者が行う全ての会議に同席可能となるとのことだが、可能ということは、しなくてもよいという理解もできるがどうか。」

との質疑に対し、「事前に内容を聞き、安全上重要なものから順番に、時間の許す限りの会議に参加することとしている。しかし原子力の安全に係る重要な内容の会議については、参加しないということはありません、積極的に参加する。」との答弁がありました。

また、「事業者の資料などについて、何にでもフリーアクセスすることは非常に大事なことだと思うが、その体制の保障はどのように取られることになるか。」との質疑に対し、「すでに本庁と各電力との間での協議は終わっているので、4月以降、フリーアクセスできるものと理解している。」との答弁がありました。

また、「調査の結果については、速やかに公表されるものと考えておいてよいか。」との質疑に対し、「これまでも事象を確定させるまでには、ある程度時間がかかるものもあったし、すぐに公表できるものもあったことから考えれば、四半期に1回ぐらいになるかとは思いますが、タイミングを見計らって公表されていくものと考えている。」との答弁がありました。

次に、2項目目として、「島根原子力発電所の取り組み状況について」を議題とし、中国電力から昨年9月20日以降の島根原子力発電所2号機、3号機の新規制基準適合性確認審査の状況について説明を受け、質疑を行いました。質疑では、主なものとして、「消火設備について、全域を自動化するけれども作業員の安全にも配慮することだが、どのように配慮するか。」との質疑に対し、「消火方法の自動化に伴う運転員の安全確保については、誤作動がないように複数の感知器が作動した場合に自動起動するようにする。また消火設備の動作前に、職員の退出ができるよう警報をならし、20秒以上たってからガスを放出する設計とする。また作業員が各室に長時間滞在するような場合、起動方式を手動に切り替える運用とするなどの説明で、規制委員会からも理解を得ている。」などの答弁がありました。

また、「今年4月から規制庁の検査制度が変わることとなるが、事業者としてどのように対応していくか。」との質疑に対し、「新しい検査のやり方にはきちんと対応していくが、安全確保を第一に、様々な業務を的確に行っていくという心構えについて変わるところはない。」との答弁がありました。

また、「大山噴火時の堆積火山灰の厚さを再試算することになったことに関し、変更、追加する対策があるか。そしてこれまで説明されていた対策費用の、総額5,500億円に影響が生じるか。」との質疑に対し、「関西地区で見つかった、大山生竹層と呼ばれる、大山の噴火層の噴火放出量に関し、1月に関西電力と合同で審査を受けた。その際、噴火放出量として11キロ立米とかなり多めの想定をして説明したところである。今後、この量の降灰が島根原発にあった場合、どのような影響があるか、対応がしっかりできるのか評価し、審査で説明したい。また、費用に影響が生じるかについては今後精査していきたい。」などの答弁がありました。

3月17日の委員会では、「島根原子力発電所、サイトバンカ建物の巡視業務の未実施について」を議題とし、中国電力から事象の概要、今後の調査体制などについて説明を受け、質疑を行いました。質疑では、主なものとして、「巡視員が巡視する内容、項目はどういったものか。」との質疑に対し、

「巡視の内容については、サイトバンカの制御室では確認できないもの、例えば機器からの漏洩がないか、機器が異音を発していないか、モーター類などに異常がないかを現場で確認するものである。」との答弁がありました。

また、「これまで様々な事象が起こるたび、再発防止に努めるということで対応してこられたが、またこのようなことが起こったことに対して中国電力としてどのように考えているか。」「市民は、原発を運転してい

るのは全て中国電力だと思っている。だから市民一般は、中国電力で虚偽の報告が防げなかったという受け止めだと思うが、そのような認識があるか。協力会社の一社員の不始末という認識であれば重大問題だと思うが、根本的な認識についてお尋ねしたい。」などの質疑に対し、「今回の事案については、中国電力も、発注した者として、しっかり責任があるということは強く認識している。これまでの不適切事案に対し、原因究明あるいは再発防止対策をやってきたつもりではあるけれども、今回協力会社で発生したということは、我々の取り組みに何か足りなかったところがあったのではないかという観点も強く感じており、そういった観点で現在事実確認を行い、再発防止対策についてしっかり検討しているところである。」

などの答弁がありました。また、「この事象に対して原子力規制委員会から何か指導があったのか。」との質疑に対し、「事象が発覚してからすぐに原子力規制事務所の検査官に報告したところであるが、この件は、保安規定に定められた行為をしていなかったものであり、現状は、そういった観点から、規制事務所の調査を受けているところである。」との答弁がありました。

また、「今回、当該協力会社の放射線管理部門が、放射線管理区域への定期的な入退域記録を確認したこと

で発覚したということだが、定期的な確認とはどのくらいの間隔で行うものか。」

との質疑に対し、「入退域記録の確認については、原則として翌日に確認することとなっている。今回は、業務の輻輳があり翌々日の確認となったが、基本的には早い段階でチェックしている。」との答弁がありました。

また、「今回の原因調査については、基本的に内部で行われるような形になっているが、こういうチェックは外部の目をきちんと入れなければ、きちんと調査されているかどうか市民に理解されないのではないか。そういう意味で、調査体制の中の監査班には、外部の人がどの程度入っているか。」

との質疑に対し、「調査体制の中の監査班は、全て社員であるが、その中には社内の第三者的な立場を有している、あるいは監査のプロ集団である原子力部門以外の者も大勢入っている。そういった内部を知るからこそ指摘ができるといったようなこともあると考えている。外部の監査機能は、原子力強化プロジェクトが有識者会議を持っており、そこで説明し、指摘・指導をいただくことになるとしている。」との答弁がありました。

このほか、「なぜ、この日だけ巡視が行われなかったのか。」「当日に行うべきだった業務内容がそもそも無理な内容だったのではないか。」「社員の方が今日はこの仕事ができそうにないと思ったときになぜ応援が頼めなかったのか、できなかったことをできませんでしたとなぜ報告できなかったか、この点が一番の問題だと思うがどうか。」「今回また虚偽報告があったということで、体質的、体制的な問題があるのではないか。」などの質疑がありましたが、いずれも、「現在、原因究明のための調査を行っているところであり、今後調査結果をまとめた段階で、ご報告させていただきたい。」との答弁でした。

一委員より、「こういう事案が時々起こるが、そのたびに、市民は原発に対する不安を持つわけである。役員の方は一生懸命やっておられるとは思いますが、指導力あるいは危機管理能力が不足しているのではないかと